

保育基本計画(改訂版)の策定について

1 改訂の背景及び趣旨

保育基本計画は、平成 14 年 2 月に、待機児童の解消を主な目標とし、保育受入枠の拡大や多様な保育サービスを、公民協力のもと総合的かつ計画的に実施するため、計画期間を、平成 14 年度から平成 23 年度までの 10 年間として策定した。

昨年度（平成 18 年度）、計画期間の前半である 5 年が経過し、平成 19 年 4 月当初において、計画事業のほとんどが目標を達成し、また、この間、保育を取り巻く社会情勢が変化したことにより改訂を行った。

2 保育基本計画(改訂版)の概要

(1) 改定にあたっての主な視点

- ①大型マンション建設等による人口急増地域における保育需要への対応
- ②多様化する保育サービスを展開するための民間活力の導入
- ③地域子育て支援の拠点としての認可保育所の役割の推進

(2) 計画期間

平成 19（2007）年度～平成 23（2011）年度までの 5 年間

(3) 保育施策推進の基本方針

- ①仕事と育児の両立を支援するための保育受入枠の拡大（認可保育所の整備や認可外保育事業の拡充等）
- ②多様な保育サービス（延長保育や一時保育など）の充実
- ③地域における子育て支援の推進
- ④公立保育園の民営化の推進及び執行体制の見直しなど 8 項目

(4) 事業推進の考え方及び計画期間内の目標事業量

保育施策推進の基本方針に基づき、認可保育所の整備や一時保育事業の実施、公立保育園の民営化など具体的事業について、事業推進の考え方やその目標事業量を記載

【主な推進事業及びその目標事業量】

ア 保育所の整備及び認可外保育事業の拡充

区 分	平成 19 年度当初	平成 20 年度～平成 23 年度
認可保育所	12,250 人	850 人の拡大 (13,100 人)
認定保育園	167 人	100 人の拡大 (267 人)
家庭保育福祉員	34 人	16 人の拡大 (50 人)
おなかも保育室	400 人	全市的な施設定員の見直し、調整

イ 多様な形態の保育サービスの拡充

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度～平成 23 年度
延長保育 (19 時以降)	12 か所	19 か所 (計 31 か所)
一時保育	17 か所	6 か所 (計 23 か所)、制度検討

ウ 地域における子育て支援の推進

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度～平成 23 年度
地域子育て支援センター	18 か所	5 か所 (計 23 か所)

エ 公立保育所の民営化の推進

区 分	平成 19 年 4 月までの民営化実施園	平成 19 年度～平成 23 年度
民営化実施園数	7 か所	各年度 2 から 5 か所

3 保育基本計画 (改訂版) の策定手続き

(1) 策定までの手続き

- ・平成 19 年 2 月 13 日：保育基本計画 (改訂版) 素案策定
- ・平成 19 年 2 月 15 日～3 月 16 日：パブリックコメントの実施
- ・平成 19 年 3 月 30 日：保育基本計画 (改訂版) 策定

(2) パブリックコメントの実施状況

ア 意見募集期間

平成 19 年 2 月 15 日～3 月 16 日

イ 提出意見

30 件、90 項目

【計画への対応状況】

区分	意見数
意見等を反映、若しくは意見によって計画に修正を加えたもの	12 項目
意見等が既に計画に記載されていたもの等	63 項目
意見等が計画に反映できなかったもの	15 項目
計	90 項目